令和4年度 第2回北海道男女平等参画審議会 議事録

日時:令和4年11月18日(金)13時30分から15時00分

場所:北海道第二水産ビル3階 3 S会議室

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

ア 第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

イ 道内における配偶者からの暴力に関する状況について

(2) 議事事項

・ 北海道男女平等参画基本計画の具体的な取組等の見直しについて

(3) その他

- ・ 内閣府「DV対策の抜本的強化に向けて概要」について
- ・ 厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本的方針等に関する有識者会 議」について

3 閉会

1 開会

〇 今田女性支援室長

皆様、本日はお忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今から、 令和4年度第2回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

私は、環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室長の今田と申します。よろしくお願いいたします。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。新型コロナウイルスの感染防止対策のため、審議会開催中は、マスクの着用にご協力をお願い申し上げます。

開会に当たりまして、環境生活部くらし安全局長の田辺からご挨拶を申し上げます。

〇 田辺くらし安全局長

北海道環境生活部くらし安全局長の田辺と申します。北海道男女平等参画審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日はお忙しい中ご出席をいただきまことにありがとうございます。皆様におかれましては、日頃から男女平等参画の推進に際し、それぞれのお立場よりご支援ご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に渡る中、様々な環境変化とともにコロナ禍においては、男女共同参画が進んでいなかったことが改めて顕在化をしております。

令和4年版の白書においては、「もはや昭和ではない」ということで、家族の姿の変化 や男女間の賃金格差や働き方の慣行、人々の意識について様々な指摘がなされておりまし て、こうした変化に対応していく必要があるとされているところです。

こうした中、この 10 月には、男性の育児休業の取得促進に向けまして、育児介護休業法の改正によって、お子さんの出生後 8 週間以内に柔軟に育休を取得できる、いわゆる「産後パパ育休」が新設されるなど、男性の家庭における活躍を促す動きもみられるところであります。

内閣府が先日公表した、令和4年度の「性別による無意識の思い込みに関する調査」では、職場の役割分担に関する項目など、男性と女性の間で意識に差がある項目も見られ、特に男性ですけれども、ご本人が気づかれていないこともあると指摘されているところであります。

一方で先日国の方から発表されました、「性別による無意識の思い込みに関する調査」では、職場の役割分担に関する項目など、男性と女性の間で意識に差がある項目もみられ、特に男性については伝統的な役割感にとらわれているとご自身では気づいておられないという可能性があるという指摘もされているところであります。

道といたしましては、ジェンダー平等の視点を踏まえ、社会情勢や意識の変化を的確に 把握しながら、各般の施策を着実に進めていきたいと考えており、委員の皆様には、今後 とも、様々な視点からご意見、ご提言をいただきたいと、このように考えております。

本日の審議会につきましては、報告事項に続きまして、基本計画の具体的な取り組みの 見直し案、そして、今年度を目標年度とする3つの指標の見直し案などについて、ご審議 をいただくこととしております。

委員の皆様には、忌憚のないご意見、活発なご議論をお願いいたしますとともに、引き 続き本道におきます男女平等参画社会の実現、女性の活躍推進に向けた取組にお力添えを 賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本 日はどうぞよろしくお願いいたします。

〇 今田女性支援室長

では、議事に先立ちまして、本日の出席状況についてご報告を申し上げます。本日は、

委員 15 名のうち 12 名の出席をいただいており、北海道男女平等参画推進条例第 28 条第 2 項による定数要件となる、委員の 2 分の 1 以上のご出席をいただいておりますので、開催 要件を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、審議会委員につきまして、七飯町役場の花巻委員が就任されておりますが、前回 の本年度第1回審議会を欠席されておりますのでご紹介させていただきます。 花巻委員、よろしくお願いいたします。

〇 花巻委員

七飯町役場で政策推進課長をさせていただいております。花巻です。よろしくお願いいたします。

〇 今田女性支援室長

ありがとうございました。それでは事務局から配付資料の確認をさせていただきます。

〇 髙橋専門主任

女性支援室髙橋と申します。よろしくお願いいたします。配付資料につきまして確認を させていただきます。

まず、令和4年度第2回北海道男女平等参画審議会の次第、本日の名簿、そして配席図になっております。

その次が、資料 1 から資料 6 までございます。まず資料 1 「第 3 次北海道男女平等参画基本計画の関連施策の推進状況」ということで、A 3 で 7 ページございます。続きまして資料 2 になります。こちら A 4 が 1 枚で両面になっております「道内における配偶者からの暴力に関する状況」となります。

続きまして資料 3 「第 3 次北海道男女平等参画基本計画「具体的な取組」見直し案」、こちらが A 4 で 14 ページとなっております。続きまして、資料 4 「第 3 次北海道男女平参画基本計画資料見直し案」こちらは、カラーの A 4 で 2 枚となっております。資料 5 が「D V 対策の抜本的強化に向けて概要」、こちらは A 4 で 2 枚です。最後に資料 6 「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本的方針等に関する有識者会議」となり、A 4 で 2 枚となっております。配付資料につきましては以上でございます。もし、過不足等ございましたら、事務局までお申し出いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○ 今田女性支援室長 資料過不足等ございませんでしょうか。それではここからの進行は 岡田会長にお願いいたします。

2 説明・報告事項

(1)報告事項

ア 第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

○ 岡田会長 それでは議事の方に入っていきたいと思います。

最初に(1)報告事項からです。まず、最初にアの「第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について」です。本日は、計画の推進状況について、指標項目及び参考項目の実績について事務局から説明をお願いします。

〇 小牧係長

女性支援室男女平等参画係の小牧です。よろしくお願いいたします。

報告事項のア「第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について」ご説明させていただきます。

このご報告は、北海道男女平等参画推進条例第 17 条「知事は、毎年、男女平等参画の推 進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について公表しなければな らない」との規定に基づくものです。 資料1をご覧ください。推進状況の確認・検証のため、第3次基本計画では 25 個の指標項目と 62 個の参考項目を設定しております。資料1の1ページから3ページまでが指標項目、4ページから7ページが参考項目で、それぞれ令和2年度末と令和3年度末の数値を比較する形で掲載しております。指標項目は、計画の成果を検証する際に用いるものとして、目標値を設定しております。

参考項目につきましては、男女平等参画の推進状況を把握するための参考とする項目という位置付けであり、目標の設定はございません。資料をご覧いただきますと、項目によっては、例えば隔年ですとか、3~4年おきに調査している項目があるため、令和3年度末のデータが存在しないものもあり、その理由等については備考欄に記載しております。

25 個の指標項目のうち、私ども環境生活部道民生活課が所管しておりますものをご説明します。

まず、指標1「男は仕事、女は家庭という考え方に同感しない人」の割合、目標年度は 令和4年度で目標値60%です。令和2年度、令和3年度に実施の意識調査で、令和2年が 54.3%、令和3年が57.5%と、同感しない人の割合が増加しています。

また、資料には記載しておりませんが、つい先日、今年度の調査結果が発表されました。 R4年度は、60.5%、目標値を達成しました。

2つ目が指標3「道の審議会等における女性委員の登用率」です。目標年度令和4年目標値につきましては、40.0%と設定しております。こちらは、令和2年度が37.7%、令和3年度が34.6%と推移しており、目標値には届かない状況です。

令和3年に34.6%に登用率が低下しておりますが、これは、算定対象の審議会を拡大したことによるもので、国の法令に基づき設置する都道府県等の審議会の中には、構成委員のほとんどが法令により職務指定されているものもあり、このような審議会については、女性登用率の改善が難しいものとして、令和2年度までは女性登用率の目標設定の対象から除外しておりましたが、令和3年度から、すべての審議会を算定対象としたことで、結果的にポイントが下がっております。道といたしましては、女性委員の登用率向上に向けた取組としては、「女性の政策・方針決定参画促進要綱」を制定しておりまして、その中で女性委員の登用率の目標値を40%に定めております。そのうえで審議会の委員の委嘱に当たりましては、私ども環境生活部道民生活課の方に事前協議をすることを各部署に義務付けており、女性委員の積極的な登用を、全庁的に働きかけて進めているところでございます。

引き続き女性委員の積極的な登用について働きかけ、女性委員の登用率の向上につとめてまいります。

次に3つ目、指標 19「配偶者等からの暴力 (DV) の周知度」となります。目標年度は令和4年、目標値は 90%となっております。こちらの数値につきましては、出典は、国の男女共同参画世論調査の結果ですが、令和2年度・3年度において調査がなかったことから記載はしておりません。

直近の数値といたしましては、令和元年度末の数値として北海道が 86.7%、全国が 81.5%となっており、全国に比べ 5.2 ポイント高い状況となっております。

なお、道内における配偶者からの暴力に関する状況については、この後、報告事項のイ 「道内における配偶者からの暴力に関する状況について」で詳しくご説明をさせていただ くこととなります。

以上、第3次計画の推進状況について、指標項目をご説明させていただきました。ただ 今ご説明しました3つの指標項目は、いずれも令和4年に目標年度を迎えております。

なお、指標項目、参考項目のいずれにつきましても現時点までに判明している数値を掲載しております。一部「公表準備中」のものもございますことから、こちらにつきまして

は最終的な数値が確定次第、公表していく予定となっております。

公表にあたりましては、事前に委員のみなさまにもお知らせしてまいります。私からは、 以上でございます。

〇 岡田会長

ただいまの説明に関しましてご質問等ありますでしょうか。特にございませんか。はい。それでは次の報告に参りたいと思います。

イ 道内における配偶者からの暴力に関する状況について

〇 岡田会長

続きまして、報告事項のイ「道内における配偶者暴力に関する状況について」事務局から説明をお願いします。

〇 及川主査

男女平等参画係の及川と申します。よろしくお願いいたします。私の方からは、道内における配偶者からの暴力に関する状況ということで、報告を申し上げます。

資料の3でございます。

道内におけるDVに関する状況について、前回7月の審議会でも相談件数に関する統計 資料をお配りしており、その際は「暫定値」として御報告させていただいておりました。

先日、11 月8日付けで、令和3年度の数字が内閣府において公表されたことから、今回は「暫定」が取れた確定値として御報告させていただくこととなりました。

配偶者暴力防止法では、被害者からの相談に応じたり、各種の支援制度の利用について 情報提供を行う「配偶者暴力相談支援センター」について規定されています。

道内では、北海道が設置する女性相談援助センター、道庁女性支援室、14 の振興局の環境生活課が DV センターの機能を果たしており、このほか、札幌市に2カ所、旭川市、函館市、さらに令和3年4月からは、苫小牧市にも DV センターが設置され、合わせて 21 カ所の DV センターで被害者からの相談に応じているところです。

この DV センターにおける令和 3 年度の相談件数は、前年度より 300 件以上増加し、3,403 件となっています。ただ、新設された苫小牧市のセンターだけで 665 件の相談を受けており、相談窓口の拡大が件数増加の要因と考えられるところであります。

参考に、全国の相談件数は、122,478件。前年度から若干減少してります。

被害者からの相談は、DV センターだけではなく、警察や婦人相談員を設置して相談に当たっている市、法務局、民間シェルターにおいても対応しており、これらの DV センター以外の機関で受けた相談件数は、令和3年度、9,460件となっております。

DV センターと DV センター以外を合わせた道内の相談件数は、令和 3 年度、12,863 件となっており、前年度より増加しているが、最近 5 年間ではだいたい 1 万 2 千件前後で推移している状況となっております。

続きまして、配偶者暴力における一時保護の状況についてご説明申し上げます。

配偶者暴力防止法では、都道府県の婦人相談所が自ら、または委託することにより、被害者の緊急時における安全確保及び一時保護を行うこととされており、道では、女性相談援助センターから委託を受けることにより、8カ所の民間シェルター、3カ所の母子生活支援施設、1か所の社会福祉施設が一時保護を行っております。

令和3年度の一時保護の状況は、まず実人員については、被害者本人が129人、被害者の同伴児童が128人となっています。

一時保護の延べ日数は、被害者本人についてですが、3,594 日となっており、過去5年間、減少し続けている状況でございます。

以上で報告を終わります。

〇 岡田会長

はい。ただいまの説明に関しましてご質問がありますでしょうか。 それでは、桑原委員お願いします。

〇 桑原委員

説明ありがとうございました。1番の相談件数の推移のところでお伺いしたいのですが、令和2年度増えて令和3年度また減少ということで、コロナという背景もあると思いますが、北海道も苫小牧を除くと同様の推移もありますが、この苫小牧の665件という数字は多いと感じたのですが、何かこの背景、又は相談基準のようなものについても他と違うというようなことはあるのでしょうか。

〇 及川主査

確かに、相談件数としてはとても多い件数となっております。相談基準や調査にあたっての基準が違うということはありませんので、何らかの要因があるかと思いますが、苫小牧の数字のみについて分析を行っていないため判明しないところです。

この辺りは苫小牧市の方にも確認しておきたいと思います。

〇 桑原委員

わかりました。DV 被害者本人からの相談ということですので情報提供いただければと思います。

〇 岡田会長

それでは、ほかにはありますでしょうか。 佐伯委員お願いします。

〇 佐伯委員

資料で件数と書かれているところですが、裏面では人員となっていますが、相談件数のところで実人員についてはわかるのでしょうか。例えば、お一人の方が何回もご相談されるということもあると思うのですが、人員というところは出るのでしょうか。

〇 及川主査

同一の方からの複数回の相談というものもありますので、件数というものは把握されていますが、人員というものは把握できていません。

〇 佐伯委員

実人員というものの把握は難しいのでしょうか。

〇 及川主査

お名前をお話しされたくないという相談者の方もおられますので、実人員ということでは把握できていないというところです。

〇 佐伯委員

わかりました。

〇 岡田会長

ほかにありますでしょうか。ほかにご質問がなければ、次にうつりたいと思います。

(2)議事事項 北海道男女平等参画基本計画の具体的な取組等の見直しについて

〇 岡田会長

それでは、議事事項にうつります。議事事項は、北海道男女平等参画基本計画の具体的な取組等の見直しについてとなります。事務局案について事務局から説明をお願いします。

〇 小牧係長

それでは、第3次北海道男女平等参画基本計画「具体的な取組」の見直し案について、 ご説明いたします。

こちらは、前回、7月の審議会において、第2回審議会で、見直しの事務局案を提案し

ますと申し上げていた事項となります。資料3をご覧ください。本計画の体系についてご説明しますと、本計画は3つの大きな目標を設定しております。目標 I が「男女平等参画の実現に向けた意識の変革」、目標 II が「男女が共に活躍できる環境づくり」、目標Ⅲが「安心して暮らせる社会の実現」となります。

目標の下に、9つの「基本方向」、更にその下に25の「施策の方向」を定め、「施策の方向」に沿って「具体的な取組」を設定しております。この「具体的な取組」については、令和4年度までについて庁内各部局に確認し、基本計画策定当時から5年の間に、制度改定や、事業の再編などがあったものについて取組の記載を更新しております。

現行の記載とその見直し案を一覧表にしたものが、資料2になります。たとえば、1ページ目の、左端にあります通し番号で7番、こちらは、教育庁の所管で学習指導要領の改定を踏まえての文言修正でございます。2ページ、通し番15番、学校における男女平等教育の推進について、昨年、内閣府が、小中学生向けの教材を公表しました。

教育の専門家が最新の知見をふまえて作成した教材であり、道でもホームページ上で情報提供していることから、具体的な取組の記載を見直しております。以下、こういった実際の取組内容を反映した記載や、事業の再編などを反映した記載にするなど、見直しをおこなったところです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇 岡田会長

はい。ただ今の説明についてご質問等はございますでしょうか。

〇 小田委員

推進とか配付などと書かれていますが、学校教育の中で実施されたかどうかということ は調べられているのでしょうか。

〇 小牧係長

取組に関する事業の実施状況については、第1回の審議会でご提供した資料のとおりでございます。各学校での取組については教育庁の所管となっており、こちらでは把握しておりません。

〇 小田委員

今後把握される予定はありますでしょうか。

〇 今田室長

補足させていただきたいと思います。第1回の審議会の際、具体的な取組に関してどのようになっているのか、どのような内容を実施しているのかということについて、ご報告をさせていただいております。

〇 小田委員

わかりました。

〇 岡田会長

ほかにございますでしょうか。 佐伯委員お願いします。

〇 佐伯委員

(資料3) 13 ページの保健福祉部のことで 131 番の生涯を通じた健康支援の推進というところで、見直し後が医療機関の整備となっていまして、これは、現行に対してさらに医療機関の整備に取り組むのか、現行の保健関係機関や健康づくりの拠点施設の整備は取組が進んだので今度は医療機関を整備するというところなのかこれだけを見るとよくわからないのですが記載だけを見ると違和感があるのですが情報があれば教えていただければと思います。

〇 小牧係長

こちらにつきましては、事務局で確認して報告させていただきます。

〇 岡田会長

ほかにございますでしょうか。 繁富委員お願いします。

〇 繁富委員

私からは、質問ではなく、お願いとなるのですが、2019 年から4年間、女性支援室の事業で女性活躍応援事業をさせていただいたのですが、参加していただいた女性起業家の方などとかかわらせていただいたのですが、この女性たちと今でも関係を持たせていただいてこの事業が、女性活躍の気運の醸成につながったと感じています。ただ、今年は開催が札幌市やその近郊での開催ということでイベントに出展をお願いした女性から「子どもがいて札幌まで行けない。夫に反対される。」などの意見があり、「やはり札幌でないと活躍できないのではないか」という意見もいただいたところです。来年度もこの事業を継続されるのであれば北海道だからこそできる地方開催というところをどんどん力を入れていただきたいなと思っております。女性活躍のアンコンシャスバイアスなどを地方の女性にも気づいてもらえるような機会を増やしていただきたいなと思いましたのでここでお願いさせていただきます。

〇 小林主幹

女性活躍担当の小林です。繁富委員にはいろいろとご協力いただいてありがとうございました。来年度の事業については今後検討していきますが、来年度も様々なパターンで実施を検討してまいりますが、今後もより良い形でオンラインを活用するなど、多くの方に参加いただけるように努めてまいります。

〇 岡田会長

ほかにございますでしょうか。ないようでしたら、北海道男女平等参画基本計画「具体的な取組」見直し案につきましては事務局案のとおりとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

〇 岡田会長

次に、今年度目標年度を迎える、3つの指標の見直しについて審議を行いたいと思います。

今回見直しとなる指標は、7月に開催した、今年度第1回の審議会において事務局から説明のありました3つの指標となります。

説明について指標ごとに事務局から説明をお願いします。

〇 小牧係長

資料4をご覧ください。指標の1からご説明いたします。

「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合についてですが、令和4年度目標値は40%ということで設定しておりました。平成27年度は道民意識調査、令和2年度からは、北海道の人口減少などに関する意識調査の中で実施されております。

こちらは、先日令和4年の数値が公表されまして 60.5%という結果がでました。目標値の 60%を達成したところでございます。

資料4の下のグラフにつきましては、内閣府の世論調査の結果となります。

以上の状況から今回の資料見直しにつきましては現行の目標値 60%を超えておりますので計画期間内の令和9年度までの目標については、70%としたいと考えております。ご審議よろしくお願い申し上げます。

〇 岡田会長

ただ今の説明に対してご質問等ございますでしょうか。 馬場委員お願いします。

〇 馬場委員

目標値に対する質問というよりも私の企業というものもこの種の調査を毎年実施していますけれども、事務局として平成27年から令和4年にかけて14ポイントくらい上がっていますが、これが何によってあがっているのか把握されていますか。

いわゆる啓もう活動によるものか、コロナ禍で家庭の収入が落ちたせいで女性も働かない とダメだということなのか、ファクターによってかなり見方が変わります。14%改善の中身 を知りたいのですが、データをお持ちですか。

目標をあげるということに対しての違和感はないのですが。

〇 今田室長

ただ今ご質問いただいた内容の分析というところですが、分析として評価できる裏付けデータはないところです。

私共としては、啓発をはじめとする各種の取組をおこなっておりますし、委員ご指摘の社会経済活動の中でというところもありますので、私共としては、これまでの取組が総合的に働いたという形と考えております。

〇 馬場委員

ここ数年コロナがあるというこれまでにない環境ということで答えがすぐにでないこともありますので、アンケート作る時も後々に分析可能な形を設定しておいた方がいいという、これは提言です。

〇 今田室長

ご提言ありがとうございます。

〇 岡田会長

ほかにありますでしょうか。 花巻委員お願いします。

〇 花巻委員

私からは、目標値についてはこれでよいと思います。調査のことで2点ほど確認させてい ただきたいと思います。

平成 27 年の道民意識調査で令和 2 年からは北海道の人口減少などに関する意識調査として実施されているということですが、調査名称が変わっているのですが、調査の対象というのはかわっていないのでしょうか。という点が 1 つと調査の件数、いわゆる標本数が変わることによって結果が変わることもあるのですが、そのあたり確認させてください。

〇 小牧係長

調査の方法につきましては、名称については異なりますが、調査方法は同一でありまして、調査地域は北海道全域、調査対象は道内に居住する満 18 歳以上の個人、標本数は 1,500 サンプル、地点数 150 地点となっております。

〇 花巻委員

わかりました。ありがとうございます。

〇 岡田会長

ほかにご質問ありますでしょうか。 石田委員お願いします。

〇 石田委員

ちょっと厳しい言い方になるかもしれませんが、目標値を設定することが目標になってしまっていて、単純にこのままいくと 65%になる、そこからプラスアルファで 70%を目標にすることを審議するのではなくて、ここにいくために何をするかが重要なんだと思います。そのために今まで何が効果的だったか、わからないと今後なにをやっていくかわからなくなるので先ほどもありましたが、何が効果的かということを分析していかないと令和9年の目

標70%を到達するのが厳しいのかなと思います。

〇 小牧係長

指標はあくまで計画の進捗を管理するための一つの数値でしかないので何をすべきか、目標の中でどのような位置付けにするのか、また、どのように計画をすすめていくかを女性支援室としてきちんと検討してまいりたいと思います。

〇 岡田会長

それでは、私からも質問させていただきます。平成 27 年は道民意識調査、令和 2 年からは人口減少に関する意識調査ということですが、いくつもの調査の中にあるものなのでしょうか。別の見方をすると性別役割分業調査と人口減少や子供が減っていることが関連付けられているようなとらえ方をされないかというところが心配ですのでお伺いします。男は仕事、女は家庭という考え方と人口減少が関連付けられているような印象をもたないかというところで質問させてください。なぜ調査が変更になったかもわかれば教えていただければと思います。

〇 小牧係長

まず、道の意識調査は毎年実施しているのですが、その年ごとの政策判断のためのテーマを全庁から選び設定しております。平成 27 年は男女平等参画に関する調査がテーマとして選出されたのですが、それ以降は選定されていないことから、令和 2 年度から継続的に実施されることとなった、北海道の人口減少などに関する意識調査の、その他の道政運営に関する枠組に、設問を設定したということでございます。その他の道政運営に関する枠組については、人口減少問題とは直接関係のない設問でございます。

〇 岡田会長

「北海道の人口減少など」の「など」に含まれているということで理解しました。ありがとうございました。

他にご質問はありますでしょうか。なければ次の指標にうつりたいと思います。

〇 小牧係長

それでは、指標3について説明させていただきます。女性登用率について令和3年に登用率算定方法を見直したことから34.6%ということで、目標に達していないことから、今後も国の成果目標も40%以上60%以下と設定していることから、これまでとおり40%を目標値として設定したいと考えております。ご審議よろしくお願い申し上げます。

〇 岡田会長

ご質問等ありますでしょうか。

馬場委員お願いします。

馬場委員

登用率が下がった理由はわかりました。対象外の審議会というのはどういうものがそうした審議会となっていたのでしょうか。

〇 小牧係長

当時の考え方として審議会委員の登用への自由度の低いもの、例えば、知事や自治体の長が委員となるものについては委員として登用の選考ができないものとなります。

〇 馬場委員

わかりました。ということは逆にそういった審議会にも女性の進出が進んでいるという理解でよろしいですか。それとも今回対象にしたのはまだまだ女性の進出はすすんでいないけれども下がることを分かったうえで対象としたのでしょうか。

〇 遠藤主幹

私からご説明します。今まで対象外としていたのは法律に基づいて職務指定されている審議会については、除外していたところです。そのような職域にも女性が進出してきたという

ところもあり、国の算定方法に合わることとしたものです。

〇 岡田会長

ほかにご質問ありますでしょうか。 小笠原委員お願いします。

〇 小笠原委員

令和3年度が下がった理由は理解しましたが、令和2年までの数年も横ばいの状況ですが、女性登用率を上げていく見込みはあるのでしょうか。

もし、上がる見込みがないのであれば、40%自体が高い目標となってしまうのではないか。

〇 小牧係長

非常に高い目標でありますし、達成が難しい状況にはあります。登用率を上昇させるために、審議会委員の委嘱にあたっては事前協議を通して全庁的に女性委員登用の働きかけを行っているところであり、これまで女性委員の少なかった審議会についても少しずつ女性委員の登用は進んでおりますが、一方で委員改選の際に女性委員の割合が減る審議会もあり、トータルでは女性登用率が横ばい状況となっているのが現状です。今後も粘り強く働きかけを進めていきたいと考えております。

〇 岡田会長

ほかにご質問はありますでしょうか。

他にご質問はありますでしょうか。なければ次の指標にうつりたいと思います。指標19 について説明をお願いします。

〇 小牧係長

指標の 19 につきましては、内閣府の男女共同参画社会に関する世論調査によるものです。 内閣府の調査は3年に1回程度の不定期となっており、直近の調査は令和元年となっており ます。DVの周知度ということで、前回調査は令和元年、北海道が 86.7%、全国が 81.5%と なっております。数年に1度の調査のため、上下しておりますけれども、事務局としまして は、DVを知らない人が1割を切るようにということで、90%を目標として引き続き取り組 みを行ってまいりたいと考えております。ご審議よろしくお願い申し上げます。

〇 岡田会長

ご質問ありますでしょうか。山宮委員お願いいたします。

〇 山宮委員

人権擁護委員を務めております山宮です。私からはお願いになるのですが、私たち人権擁護委員は、中学校、高校、大学などで性暴力被害にあわないようにデートDVなどについても授業をさせていただいています。

北海道では学校などで取組が実施できていますが、こうした取組の際には性暴力被害者支援センター「さくらこ」のリーフレットなどを活用させていただいています。

学校などで話をする際にはリーフレットなども必要ですし、関係機関同士の情報の共有も 重要になってきます。今後も各機関と連携して啓発を行っていきたいと考えていますのでよ ろしくお願いします。以上です。

〇 岡田会長

ありがとうございます。ほかにご質問ありますでしょうか。

ほかにないようでしたら、北海道男女平等参画基本計画の具体的な取組等の見直しについては事務局案のとおりとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

〇 岡田会長

ありがとうございます。それでは事務局案のとおりとさせていただきます。 議事事項については、以上となります。

(3) その他

内閣府「DV対策の抜本的強化に向けて概要」について

〇 岡田会長

それでは、次第の(3) その他ということですが、最初に内閣府「DV対策の抜本的協会 に向けて概要」について事務局から説明願います。

〇 及川主査

それでは、内閣府「DV対策の抜本的強化に向けて」ということでご説明します。

現在、内閣府では配偶者暴力防止法の見直しに向けた検討を始めております。本日の資料5につきましては、10月13日に内閣府が自治体向けに行ったオンライン説明会の資料で、国が設置した法の見直し検討ワーキンググループによる報告書の概要となっております。こちらについて、ご説明申し上げます。

配偶者暴力防止法は、平成 13 年に交付、14 年施行され、その後、何度かの改正を経て今日に至っております。近年では、平成 25 年に法改正され、生活の本拠を共にし、婚姻関係に類する共同生活を営んでいる者についても、法律を準用することとされました。

また、最終改正となる令和元年には、DV と児童虐待が密接な関係にあることから、児童相談所が、相互連携すべき関係機関として法文上明確化され、保護対象に同伴家族が含まれるよう改正されております。

そこで今般、令和元年に児童福祉法改正法附則第8条において「通報の対象となる暴力の 形態」、「保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大」について、施行後3 年を目途に検討を加えるとされたことを受け、内閣府において配偶者暴力防止法の見直しに 向けた検討が始められたところであります。

今回の見直しのポイントとしては、2ページ目をご覧ください。

(3) 保護命令の強化として、「被害者を畏怖させる言動」及び「精神に対する重大な危害」を受けるおそれが大きい場合にも、保護命令の対象に拡大すること。また、保護命令期間の拡大、SNSによる連絡やGPSを用いた位置情報の取得などを新たに電話等禁止命令の対象に追加すること。また、(4) 生活再建支援・多機関連携の強化といたしまして、配偶者暴力対策に関する会議体の法定化、配偶者暴力相談支援センター、民間支援団体、市町村など多くの機関の連携を強化すること。こういった内容に関して法の見直しをすべきことについて、最終報告書で取りまとめられております。

内閣府では、今後この報告書を踏まえ、来年の通常国会への法案提出も視野に、必要な法制化の作業を進めていくこととしており、道としては国の動向に注視していくとともに、新たな動きがあれば随時お伝えして参りたいと考えております。以上です。

〇 岡田会長

ただ今の説明についてご質問等ありますでしょうか。 ご質問がなければ次にまいりたいと思います。

・厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」

〇 岡田会長

次に厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」について事務局から説明をお願いします。

〇 遠藤主幹

「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本的方針等に関する有識者会議」についてご

説明いたします。資料6となります。7月の1回目の審議会においても今回の法律について ご説明させていただきましたが、今後の女性支援の要となる、「困難な問題を抱える女性へ の支援に関する法律」ですが、この法律は、今年の5月に公布・成立し、施行は、令和6年 4月からとなっておりますが、厚生労働省では、支援に関する基本的な事項や、施策の内 容・方向性などを整理していくために、1回目の有識者会議を11月7日に開催しておりま す。1回目の検討会議では、今後の検討の進め方などの確認が行われ、今年度末までに8回 にわたり議論を進め、3月中には、基本方針を取りまとめる予定とされています。

資料の2枚目に今後のスケジュールが示されておりますが、1回目につきましては、特に具体的な内容に踏み込む内容はございませんでした。引き続き、情報収集に努め、委員の皆様にお知らせさせて頂きます。以上でございます。

〇 岡田会長

ただ今の説明についてご質問等ございますでしょうか。

ご質問がなければ、本日の議事については以上で終了となりますので進行を事務局にお返しします。

〇 今田室長

岡田会長、委員の皆様、本日はご多用の中、お集まりいただき長時間にわたりご審議をいただきましてありがとうございました。

次回の審議会につきましては、来年度となりますが、日程につきましては、改めてご案内をさせていただきます。これをもちまして、令和4年度第2回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。ありがとうございました。